

# 第 50 号

発行所:関東信越税理士政治連盟 〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地 TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475 発行責任者:会 長 小 林 俊 一編集責任者:広報委員長 三 輪 洋 之 HP http://www.kanzeisei.jp/



写真提供: 諏訪支部 五味公一 会員

# 目次

第50号発刊に寄せて ・・・・・・・・ 2 各県税政連だより ・・・・・・・・ 9

令和4年度税制改正大綱の概要 ····· 6 陳情活動PHOTO特集 ······ 14

関



# 機関誌創刊50号のあいさつ

関東信越税理士政治連盟 会長 小 林 俊 一

この度、関東信越税理士政治連盟の機関誌『関税政』は、平成12年4月の創刊から22年を経て創刊50号を迎えました。創刊以来現在まで、当連盟と管内6県の税理士政治連盟(以下「税政連」)の活動の報告や情報発信の役割を担い続けております。創刊の準備、その後の発刊に携わられた歴代会長をはじめ、関連役員、関係者の皆様に深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、斯様な記念すべき折に会長を務めておりますことを心から嬉しく存じます。

さて、わが国は、国際化、高度情報化など我々を取り巻く環境は大きく進展し、経済情勢や社会環境も激変しています。このことに加えて最近では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、3密を避けた行動やテレワークなどの新しい生活様式が奨励されるようになり、社会のデジタル化が急速に広がっております。

そして本年、1月17日に召集された通常国会に税理士法改正法案が提出され、改正に向けて手続きが進んでおります。これらは、経済、社会の更なるICT化が進展する中、ウィズコロナ・アフターコロナの社会経済状況を見据え、ICTを前提とした税理士制度への変革が求められているという税理士会の要望を実現するために税政連が活発な政治活動を行い、積極的に

働きかけた結果でもございます。こうした成果 やそれにまつわる税政連の活動を、『関税政』 は読者の皆様にお伝えしてまいりました。

そして、このような税政連の活動は、後援会の皆様が支えてくださっております。その活発な活動のご様子は、『関税政』の「各県税政連だより」のコーナーを通じ、お知らせしております。当連盟では、後援会への支援を重要な事業のひとつと位置付けて活動しております。これからも、後援会の皆様の活動、税政連の活動の成果をより多くご報告できるよう事業を進めてまいります。

また、『関税政』の誌面は、ご覧くださる皆様が興味を持っていただけるよう、試行錯誤を重ねてきました。現在は、カラー写真を多数掲載し、見やすく分かりやすい誌面を心がけております。これからも、より良い誌面作りの取り組みを進め、より多くの皆様に税政連の活動に興味をお持ちいただけるよう努力を重ねてまいります。

結びに、機関誌『関税政』の更なる充実に努めるとともに、読者の皆様のますますのご健勝、ご多幸そして事業のますますのご発展を祈念いたしまして、創刊50号のごあいさつといたします。



# 創刊第50号おめでとうございます

日本税理士政治連盟 会長 **太 田 直 樹** 

関東信越税理士政治連盟の機関誌創刊第50号 発刊に心からお慶びを申し上げます。

日税政は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、国民納税者の共有財産ともいえる税理士制度の発展、並びに公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持発展のため、必要な政治活動を行っております。

この機会に日税政の現状を述べさせていただきます。

昨年12月10日に与党税制改正大綱が決定し、納税環境整備の一環として、税理士制度の見直しが明記されました。これにより、1月17日召集の通常国会に税理士法改正法案が提出されました。

税理士法改正の具体的内容としては、税理士の業務における電子化等の推進、税理士事務所の該当性の判定基準の見直し、税理士試験の受験資格要件の緩和など13項目が掲げられました。

日税政は税務の専門家として、昨年秋、関係 国会議員への陳情をはじめ与野党のヒアリング 等で税理士法改正を主張してまいりました。税 理士制度は、取り巻く社会状況の変化に的確に 対応し、多様な人材の確保、国民納税者の共有 財産ともいえる制度に対する信頼と納税者利便 の向上を図る観点から、改革が求められている ものです。

更なる税理士制度の発展に向け、日税政は日 税連と協力してまいります。

令和4年度税制改正大綱においては、「交際 費等の損金不算入制度の適用期限の延長」「財 産債務調書制度における提出期限の見直し」「法 人版事業承継税制(特例措置)に係る特例承継 計画の申請期限等の延長」等の要望が実現しま した。しかし、税理士会の最重要建議・要望項 目である「適格請求書等保存方式を見直すとと もに、その導入時期を延期すること」は、免税 事業者の適格請求書発行事業者の登録方法の見 直しにとどまりました。

日税連は、時代に適合し納税者の事務負担に配慮した消費税のあり方について継続して検討しています。今後も引き続き、税制改正の情報収集を強化し、特に中小企業に過重な負担をもたらす税制改正等が行われることのないよう対応してまいります。

昨年10月に行われた第49回衆議院議員総選挙では、日税政推薦候補者が全国で252人当選という過去最大の数となりました。本年は7月に参議院議員通常選挙が行われます。国政選挙への対応は、税政連にとって最も重要な活動です。国会における税政連の評価は地域に密着した活動によるものであり、国政選挙に当たっては、全国の税政連の皆様の力を結集し全力で取り組まなければなりません。日税政は、国政選挙等に対して、全国の税政連と連携して積極的に取り組んでまいります。

結びに、この記念すべき第50号の発刊を節目に、関東信越税理士政治連盟がこれまで築き上げられてきた磐石の信頼を礎にして、今後とも、税理士業界に貢献されますとともに、ますますのご発展を遂げられますことを心から祈念いたします。

関



# 機関誌「関税政」第50号発刊によせて

関東信越税理士会 会長 江 本 英 仁

関東信越税理士政治連盟(以下「政治連盟」 という。)の機関誌「関税政」の記念すべき第 50号の発刊を心からお祝い申し上げます。

機関誌「関税政」は、平成12年4月に創刊されて以来、22年の長きにわたり、政治連盟の諸活動を中心に誌面が構成され、会員等に対する情報発信ツールとしてその役割を果してきたところです。このことは編集発刊に携われた歴代会長をはじめとする役員、関係者の皆様のご尽力とご努力の賜物であり、衷心から敬意を表します。

さて、ご承知のとおり、我々税理士の職業法 規であります税理士法の第49条の11 (建議等) には、「税理士会は、税務行政その他租税又は 税理士に関する制度について、権限のある官公 署に建議し、又はその諮問に答申することがで きる。」と規定されています。

関東信越税理士会(以下「本会」という。)では、 毎年、支部・県連を通じて、会員からの意見・ 要望等を吸い上げ、その意見等を取りまとめて 日本税理士会連合会(以下「日税連」という。) に提出しています。また日税連では、全国15の 税理士会から提出された意見等をさらに集約し て「建議書」を作成し、関係する官公署へ要望 しています。 税制改正を実現させるためには税理士会の建議だけでは不十分であることは言うまでもなく、特に税務は、経済・財政・法務等の法令と不可分に関連していることから、立法府に対しての働きかけ、すなわち、議決権を持つ国会議員一人ひとりの理解と協力を得ることが必要となります。

昨年12月に閣議決定された令和4年度税制改正の大綱におきましては、日税連の建議書から、納税環境整備の一環として「税理士制度の見直し」が明記されるとともに、「交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長」など、複数の建議・要望項目が取り上げられました。

このような成果は、日本税理士政治連盟はもとより貴政治連盟(6県税理士政治連盟を含む。)をはじめ全国単位税理士政治連盟の日ごろの活動が結実したものであります。

貴政治連盟におかれましては、引き続き、本 会の目的とその事業の達成、税理士の権益拡大 と税制の改正等に必要な政治活動にご尽力いた だきますようお願い申し上げる次第です。

結びに、機関誌「関税政」の更なる充実、貴政治連盟のますますのご発展を心から祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



# 「関税政」創刊50号によせて

関東信越税理士協同組合連合会 理事長 吉 村 寛

「関税政」の記念すべき第50号の発刊を心からお祝い申し上げます。

貴連盟は、国会議員等の後援会活動を中心に、 税務に関する専門家として独立公正な立場で、 申告納税制度の理念に沿い国民納税者のための 税理士制度、租税制度、税務行政を確立するた めの活動をされています。

特に、租税制度・税務行政についての建議・ 要望である「税制改正に関する要望」は、関東 信越税理士会の方針にのっとり、その実現に貢 献されているところであり、関係各位のご尽力 に深く敬服する次第です。

また、貴連盟による後援会組織の支援活動は、 6県税理士政治連盟や税理士による国会議員等 の後援会の協力を得て展開する各種施策や運動 に、極めて重要な役割を果たされており、税理 士の社会的地位の向上と関東信越税理士会の基 本施策を実現するため、更なる充実と強化を期 待されていることと拝察いたします。

さて、第50号の発刊を迎えられました「関税 政」は、カラー写真を多数掲載した誌面により、 政治連盟役員の皆様のご活躍をはじめ、選挙支 援や陳情等の活動状況、関連情報等をわかりや すく読者に周知・提供されており、関東信越税 理士会の方針とその事業を達成するために必要 な政治活動の内容を、詳しく掲載されています。

平成12年の創刊以来、今日までの永きにわたり、この機関誌が貴連盟の活動周知に大きな役割を果たされておりますことは、ひとえに編集発刊にご尽力されました歴代会長をはじめ、役

員、関係者の皆様のたゆまぬご努力の賜物であると、重ねて敬意を表する次第であります。

私ども関東信越税理士協同組合連合会(以下「関税協」)は「関税政」へ、定期的に事業案内を掲載させていただいております。このことは、小林会長をはじめ、関係役員の皆様の組合活動に対する深いご理解とご協力によるものと、あらためまして心から御礼申し上げます。

関税協は、会員税理士協同組合(以下「会員」) 及びその組合員(以下「所属員」)による相互 扶助の精神に基づき経済活動を促進し、かつ経 済的地位の向上を図ることを目的に、会員、所 属員及び関与先企業の発展に貢献するため、連 合会ならではのスケールメリットを活かした事 業を展開しています。

第54期現在の事業活動は、主要事業の全国税理士共栄会受託事業をはじめ、購買・斡旋、教育情報、広報、福祉共済、福利厚生、関東信越税協連共済会受託事業の各部門における事業推進を図り、順調に進展しているところです。

今後も会員及び所属員の便益に供する事業を 推進するとともに、税理士業界のより一層の発 展と安定に寄与していく所存ですので、引き続 き関税協の事業活動にご支援、ご理解を賜りま すようお願い申し上げます。

結びに、「関税政」がますます充実され、この先も更に機関誌として大きな役割を果たされますよう心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

# 令和4年度税制改正の大綱の概要

(令和3年12月24日 閣議決定)

成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

# 個人所得課税

# ○ 住宅ローン控除制度の見直し

- ・住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。
- ・控除率を0.7%とするとともに、所得要件を2.000万円とする。
- ・新築住宅等について控除期間を13年とするほか、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡以上の住宅を控除対象とする。

# 資産課税

- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し
  - ・格差の固定化防止等の観点を踏まえ、限度額を見直した上で、適用期限を2年延長する。
- 登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設
  - ・登録免許税をクレジットカード等により納付することを可能とする制度を創設する。
- 土地に係る固定資産税等の負担調整措置
  - ・土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(現行:5%)とする。

# 法人課税

# ○ 積極的な賃上げ等を促すための措置

### - 大企業等

- ・令和5年度末を期限として、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が3%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が4%以上である場合には、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が20%以上である場合には、税額控除率に5%を加算する措置を講ずる。
- ・令和5年度末を期限として、法人事業税付加価値割において、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が3%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。
- ・一定規模以上の大企業に対しては、給与の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等を公表していることを要件とする。

# - 中小企業

・雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が1.5%以上である場合に、雇用者給与等支 給額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、税額控除の上乗せ措置とし て、雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除 率に15%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が10%以上である場合には、税額 控除率に10%を加算する措置を講ずる。

# ○ オープンイノベーション促進税制の拡充

・出資の対象会社に、設立10年以上15年未満の売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社を追加する等の見直しを行う。

### ○ 5 G 導入促進税制の見直し

・地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、対象設備の要件や税額控除率等の 見直しを行う。

# ○ 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し

・外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とする。

# ○ ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

・導管部門の法的分離の対象となる法人等が行う事業(導管事業を除く。)については収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとし、その他の法人が行う事業(導管事業を除く。)については他の一般の事業と同様とする。

# 消費課税

- 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設
  - ・自動車重量税をクレジットカード等により納付することを可能とする制度を創設する。
- 航空機燃料税の税率の見直し
  - ・航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を見直した上で、適用期限を1年延長する。
- 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等
  - ・沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰50年を迎え、酒類製造業界から提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長10年をかけて段階的に廃止する。

# 納税環境整備

# ○ 税理士制度の見直し

- ・税理士は、業務のICT化等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を創設する。
- ・若年層の税理士試験の受験を容易にし、多様な人材確保を図るため、受験資格要件の緩 和を実施する。
- 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応
  - ・記帳義務を適正に履行しない納税者への過少申告加算税等の加重措置を整備する。
  - ・証拠書類のない簿外経費についての必要経費・損金不算入措置を創設する。
- 財産債務調書制度の見直し
  - ・提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を 確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得 基準によらずに本調書の提出義務者とする措置を講ずる。
- 地方税務手続のデジタル化
  - ・eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子申告・申請の対象 手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

# 関税

### ○ 暫定税率等の適用期限の延長等

- ・令和3年度末に適用期限の到来する暫定税率(412品目)の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。
- 海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化
  - ・改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて 郵送等で持ち込まれた模倣品(商標権等侵害物品)を関税法の「輸入してはならない貨 物」として規定するとともに、事業性のない輸入者に対する罰則の除外及び侵害物品の 認定手続に係る所要の規定の整備を行う。

# 各県税政連だより

# 茨城県税理士政治連盟

# <sub>幹事長</sub> 原 口 哲 也

# 1. 国会議員との接触状況について

1月7日、新年挨拶まわりを行い、福島伸享 事務所・田所嘉徳事務所・岡田広事務所・上月 良祐事務所・自由民主党茨城県支部連合会事務 所を訪問した。

ご本人はご多忙のため秘書対応となったが、令和4年度も税理士会の要望実現のため陳情活動をこれまで以上に行う方針である事等を伝えた。



田所嘉德衆議院議員事務所

# 2. 後援会の活動

1月12日、ホテルマロウド筑波(土浦市)において「税理士による国光あやの後援会」設立総会が新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら開催された。

国光あやの衆議院議員は自由民主党茨城6区。 第49回衆議院議員総選挙にて小選挙区2期目の 当選を果たした。

会長には川井義久会員(土浦支局)、幹事長 には村田一晃会員(土浦支局)が就任した。



税理士による国光あやの後援会設立総会

# 栃木県税理士政治連盟

# <sub>幹事長</sub> 小 口 秀 一

# 国会議員との接触状況について

令和3年12月22日に上野通子参議院議員(自民党・栃木県)を応援する2021上野みちこと語る会事務局主催による「上野みちこと語る会」が開催され、ご本人から本年7月に行われる予定の第26回参議院議員通常選挙に立候補する予定であることが表明された。また、当日来賓として出席された現職衆議院議員や元衆議院議員からも、これからますます教育の分野で活躍される人であるから当然参議院議員として長く続けていただかなくてはならないとの応援メッ

セージが述べられた。

それを受けて栃税政 は早速1月17日に書面 議決による推薦審査会 を開催し、翌週に推薦 が承認されたため1月 31日付で関税政への参 議院議員通常選挙推薦 申請書を提出した。



上野通子参議院議員ポスター

# 群馬県税理士政治連盟

# 幹事長 三輪洋之

# 1. 国会議員との接触状況について

11月16日、衆議院議員会館及び参議院議員会館において県選出国会議員への陳情活動を行ったが、その際、本人不在であった小渕優子衆議院議員(自民党・群馬4区)に対して、11月18日、群馬県税理士会事務局にて税制改正に関する要望・税理士法に関する改正要望について陳情を行うことができた。小渕議員には特に、災害損失控除や受贈財産に係る災害損失の救済措

置に大きな関心を抱いていただいた。また、税理士法に関する改正についてもご理解いただいた。更に、群馬県の企業、経済状況についての意見交換も行うことができ、短い時間ではあったが大変有意義な意見交換を行うことができた。



小渕優子衆議院議員

# 2. 後援会の活動状況 (陳情) など

例年であれば、各後援会において総会や議員による国政報告会等を開催する時期であるが、新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大が始まり、各後援会がこれらの会を書面議決のみの形や中止・延期せざるを得なくなってしまった。早期の感染拡大の収束を願うばかりである。

# 3. 群税政の活動について

群税政では、新年に県選出国会議員との接触や意見交換を検討していたが、オミクロン株の感染拡大により全て中止又は延期とした。今後、感染拡大の収束後、速やかに活動を行っていきたいと考えている。

# 埼玉県税理士政治連盟

# 幹事長 新 井 正

# 1. 「税制改正大綱説明会」及び「国会議員と の懇談会」

令和3年12月20日、埼玉県税理士会館において、「税制改正大綱説明会」及び「国会議員との懇談会」を開催した。

第1部は、講師として西田実仁参議院議員(公

明党税制調査会会長)及び大石敬顧問による説明会を行った。

第2部となる国会議員との懇談会には自由民主党の黄川田仁志衆議院議員、穂坂泰衆議院議員、山口晋衆議院議員、田中良生衆議院議員にご出席をいただいた。懇談会では岸生子会長が進行役となり、国会議員、税理士双方で意見交換をし、出席会員全員が意見を述べた。



あいさつする岸会長



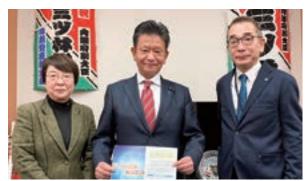
会場の様子

# 2. 新年挨拶まわり

1月14日、衆議院議員会館及び参議院議員会館において、新年挨拶まわりを岸会長、新井正幹事長の2人で行った。柴山昌彦衆議院議員、三ツ林裕巳衆議院議員、西田実仁参議院議員、若松謙維参議院議員と直接面会して税制改正の要望書を手交した。合計で20事務所を訪問した。



柴山昌彦衆議院議員



三ツ林裕巳衆議院議員



西田実仁参議院議員



若松謙維参議院議員

# 3. 会報の発行

1月発行の44号は、「第49回衆議院議員総選挙を振り返る」

2月発行の45号は、「税制改正大綱説明会・ 国会議員との懇談会を開催」

# 新潟県税理士政治連盟

幹事長 田中操

1. 第3回幹事会と国会議員による国政報告会について

令和3年12月10日(金)に燕三条ワシントン

ホテルにおいて書面議決の限界を払拭すべく下 記議案を協議した。

(1) 第49回衆議院議員総選挙の結果について

推薦状を手交した県税政・関税政・日税政の 推薦候補者10人について、それぞれ支局長・後 援会長から選挙運動の状況と結果について報告 があり意見交換した。

(2) 規約・規程の整備、見直しについて

関税政会務執行検討特別委員会の中間報告を 基に県税政の規約等について協議した。特に新規 会員勧誘と入会手続きなど活発な意見があった。

鷲尾英一郎・国定勇人衆議院議員による国政報告会を併催し、懇親会により交流を深めた。



鷲尾英一郎衆議院議員



国定勇人衆議院議員



国定勇人衆議院議員と懇親

# 2. 税理士による国会議員後援会定期総会・国 政報告会について

1月20日以降500人前後で推移した新型コロナウイルス感染確認だが、2月2日には700人の感染が確認された。1月21日からの、新型コロナ対応の「まん延防止等重点措置」の適用により、税理士による国会議員後援会の定期総会・国政報告会が中止又は延期になるなど影響を受けた。万全の感染対策を講じ懇親会を中止して県税政役員臨席のうえ定期総会・報告会を実施できた後援会もあった。実施した支援後援会は、税理士による齋藤洋明、鷲尾英一郎、塚田一郎後援会である。なお、石崎徹後援会は定期総会を開催し解散することを決議した。

税理士による髙鳥修一後援会の定期総会・国 政報告会は2月19日に予定されていたが、定期 総会のみの書面議決による開催となった。

国政報告会においては、税制改正と税理士法 改正について意見交換ができ賛同を得ることが できた。



斎藤洋明(自民党・新潟3区)後援会



塚田一郎(自民党・比例北陸信越)後援会



鷲尾英一郎(自民党・比例北陸信越)後援会



石﨑とおる後援会

# 長野県税理士政治連盟

# 幹事長 成 澤 優一朗

令和3年11月以降の長野県税理士政治連盟の 活動状況は次のとおりである。

# 1. 国会議員への陳情活動について

令和3年11月16日に衆議院議員会館において、 県選出国会議員に対して「税理士法に関する改 正要望」等に関する陳情を行った。

長野1区若林健太衆議院議員、長野2区務台 俊介衆議院議員、長野3区井出庸生衆議院議員 については、ご多忙の中時間を作ってくださり、 直接議員本人に陳情できた。長野4区後藤茂之 衆議院議員は、岸田内閣の主要ポストである厚 生労働大臣であるため面会できず、政策秘書に 趣旨を説明し要望書を手渡した。長野5区宮下 一郎衆議院議員は、自民党政務調査会の緊急会 議のため直接お会いすることができなくなった が、会議の合間に私の携帯電話にお電話をくだ さり要望を伝えることができ、要望書を政策秘 書に手渡した。

なお、税理士である若林健太衆議院議員に対する陳情の際、小林俊一関税政会長及び秋山典 久関税政幹事長にも同席を願った。

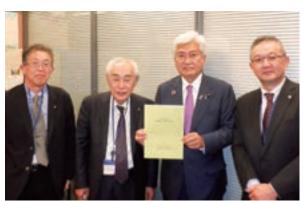
今年度の要望は、『税理士法の改正』である。 国会に陳情する前に、税理士会会員に税政連の 活動をご理解いただける活動ができていない状 況であることが歯痒かった。



若林健太衆議院議員



井出庸生衆議院議員



務台俊介衆議院議員

# 2. 後援会活動など

第49回衆議院議員総選挙が行われ、11月16日の推薦国会議員一斉陳情が終わり、年末を迎え、新たな年を迎えたら、オミクロン株の流行によりコロナウイルスの第6波の感染が拡大し、後援会活動が停止した。衆議院議員選挙後の祝賀

や、後援会の総会開催が見込めない状況である。 支部例会も YouTube 配信されるなど、対面の 会議が行われていない。せっかく後援会の会員 拡大を図るチャンスであったのに残念である。

推薦国会議員と直接対面できる機会がないと、 後援会の会員増強及び税政連活動へのより一層 のご理解・ご協力を得ることができないのでは ないかと不安が募る。

推薦国会議員の方々は、『facebook』、『twitter』、『YouTube』で日々の議員活動を発信している。 このことを税理士会員の方に広く知っていただ きたいと思う。

さらに、国会議員とのパイプは税理士として の公益活動を行っていく上でもプラスになる。 このようなことも、多くの税理士会員にご理解 願いたいと思う。



宮下一郎衆議院議員と新年挨拶の様子



若林健太衆議院議員への個別陳情





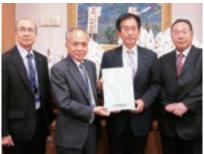
福島伸享衆議院議員 無所属・茨城1区 額賀福志郎衆議院議員 自民党・茨城2区



葉梨康弘衆議院議員 自民党・茨城3区



梶山弘志衆議院議員 自民党・茨城4区





田所嘉徳衆議院議員 自民党・比例北関東 石川昭政衆議院議員 自民党・比例北関東



上月良祐参議院議員



五十嵐清衆議院議員 自民党・比例北関東



築和生衆議院議員 自民党・栃木3区



上野通子参議院議員 自民党・栃木県



高橋克法参議院議員 自民党・栃木県



笹川博義衆議院議員 自民党・群馬3区



尾身朝子衆議院議員 自民党・比例北関東



中曽根弘文参議院議員 自民党・群馬県



清水真人参議院議員 自民党・群馬県



柴山昌彦衆議院議員 自民党・埼玉8区



山口晋衆議院議員 自民党・埼玉10区



三ツ林裕巳衆議院議員 自民党・埼玉14区



西田実仁参議院議員 公明党・埼玉県



伊藤岳参議院議員 共産党・埼玉県



西村智奈美衆議院議員 立憲民主党・新潟1区



髙鳥修一衆議院議員 自民党・比例北陸信越

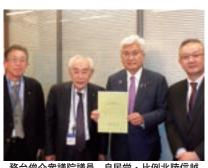


国定勇人衆議院議員 自民党・比例北陸信越



若林健太衆議院議員 自民党・長野1区





井出庸生衆議院議員 自民党・長野3区 務台俊介衆議院議員 自民党・比例北陸信越



# 悩んでいませんか?! 退職金対策



# 安心できる退職金制度は?

関与先にも紹介したい・・・

そんなときは、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

特定退職年金共済制度

えっ? 複利で2%!?

# ひとり1件紹介キャンペーン実施中

関与先・税理士会員をご紹介いただいた場合、諸経費をお支払いいたします 例) 関与先をご紹介いただいた場合、

新規加入事業所 1件につき 20,000円+消費税 被 共 済 者 1名につき 5,000円+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

# ご契約いただける方

満65歳 未満まで

- ①税理士会会員(税理士法人含む) OK!
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

# 制度の特徴

- ●月額3,000円から、確かな保証!
- ●掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- ●制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。 ただし、満60歳未満の方まで可。
- ※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。 お手元にない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- ●退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- ●退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間に わたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金 をご用意)

※掛金の費用負担は ございません。

	<b>  共済契約者</b>	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

# 退職一時金及び遺族一時金の給付例単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
加入期間	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
1年		<b>117,700</b> 掛金 120,000	<b>157,700</b> 掛金 120,000
5年		<b>612,300</b> 掛金 600,000	<b>692,300</b> 掛金 600,000
10年	11,820	<b>1,288,300</b> 掛金 1,200,000	<b>1,388,300</b> 掛金 1,200,000
15年	18,670	<b>2,034,700</b> 掛金 1,800,000	<b>2,134,700</b> 掛金 1,800,000
20年	26,240	<b>2,858,800</b> 掛金 2,400,000	<b>2,958,800</b> 掛金 2,400,000
25年	34,590	<b>3,768,600</b> 掛金 3,000,000	<b>3,868,600</b> 掛金 3,000,000
30年	43,810	<b>4,773,100</b> 掛金 3,600,000	<b>4,873,100</b> 掛金 3,600,000
35年	53,990	<b>5,882,200</b> 掛金 4,200,000	<b>5,982,200</b> 掛金 4,200,000
40年	65,230	<b>7,106,700</b> 掛金 4,800,000	<b>7,206,700</b> 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本 退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ご とに給付額の見直しをいたします。 ※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の 費用負担はございません。

税退共 般社団法人ぜいたいきょ

さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階 Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261 https://www.zeitaikyo.com

関与先の

皆様も

ご加入できます



制度の詳細はホームページを ご覧ください ぜいたいきょう 検索

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。 1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

# 税理士業界一筋45年余の信頼と実績

税理士顧問料の集金は報酬自動支払制度にお任せください。

# 理由】

未収金を防ぎ業務負担を 大幅に軽減!

# 理由2

基本料金〇円! 関与先1件335円で利用可能 \*郵送型「POST」の場合

# ネット型「e-NET」

新(種)

税理士先生に代わり 関与先様へ「請求書」を メールで無料送信出来ます。

30

理由3

総合的な売上管理が可能! \*ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合

確定申告や相続税の申告など 不定期の報酬にも対応!

理由4

足に応じ 2つの方式 を選



# POST 郵送型

帳票を毎月郵送 まずは1件から始めたい先生に おすすめです。

■ 利用料金

基本料 · · · · · · · · 無 料

口座振替請求手数料 · · · · · 335 円 / 件



# e-NET ネット型

ネットで管理も楽々

集金管理の効率化を図りたい先生に おすすめです。

e-NET の集金支援システム特許取得〈特許第 5117097 号〉

■ 利用料金・・・・・・・ 1,800円/月

(5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。)

口座振替請求手数料 · · · · · 240 円 / 件

\*表示金額に消費税は含みません

# 〈報酬自動支払制度〉オンライン説明始めました。





オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申し込みください。 電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryou@nichizei.com

報酬自動支払制度のお問い合わせはホームページから資料請求・申込が可能です。 0120-155-551

報酬自動支払制度 検索



# · 関与先様の集金は **My集金 NET**〈

集金業務でお悩みの 関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など定期・不 定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは TEL 03-5931-0666

# 〉研修事業のご案内〈

幅広いテーマと著名講師による 実務上のポイント解説を中心 とした研修をご用意

しております。マルチ メディア研修も豊富 です。



# 〉日税ジャーナルオンライン〈

知りたい情報はココにあります!

最新の税務ニュースやお役立ち ワンポイント講座など、 税理士事務所のための 情報ポータルサイト です。



研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは

TEL 03-3340-4488



税理士協同組合事務代行社 禁芸日 秋ビジネ





# 税理士事務所と関与先を守る安心の補償

家

責任を果たすため

の

つ

の手段として、

加

# 加入のおすすめ、税理土職業賠償責任の

ことが専門家としての要件とも言われています。依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能である。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会入をおすすめしています。

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ ぜいばいほけん

検索



www.zeirishi-hoken.co.jp

# 新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務從事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって変えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

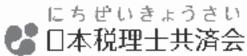
日本義與工典許全理事長 江本 英仁 (制度信差机理主会会長)

<sup>税理士</sup> 団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金



41-0022 京京福祉Ⅲ2为計 T= 1P8号 F示号和主意報SF 電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323 ←mail jim@zeirishikyosai.com HP https://www.zeirishikyosai.com

日本称理士共済会は 分益に団法人日本税券研究センターが運営する **「日税研通信**"ゼミ」を支援しています。

> ウェブサイトは こちら



# 関東信越税理士協同組合連合会事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員(以下「所属員」という。)の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色 ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

# ◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書(路線価図他)の注文及び販売、税理士専用カード、 税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

### ◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

# ◆福祉共済事業

グループ保険共済制度(本連合会独自の団体定期保険)、退職金共済制度、ぜいりし年金制度 関東信越税協連企業年金基金

### ◆福利厚生事業

あんしん財団事業(事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生) 中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用(特約企業提携料金)

### ◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載 ホームページによるタイムリーな情報の提供

# ◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

# ◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス M&Aの仲介

# お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町 2 丁目 7 番地 電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 http://www.kanzeikyo.or.jp/